

平成24年度第20回庁議要旨

日時：平成25年1月28日（月）

午前9時

会場：庁議室

[審議事項]

1 指定管理を行う集会所的施設への利用料金の導入について（企画部）

－継続審議－

2 石巻市防災集団移転・復興公営住宅入居等方針について（震災復興部）

東日本大震災による被災者の住まいの再建手法である防災集団移転促進事業及び復興公営住宅整備事業を円滑に進める上で、学識経験者及び市民各層からなる「石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議」においてまとめた意見をもとに、入居方法等に関する方針を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 事前登録制度

(ア) 防災集団移転・復興公営住宅共通

防集団地・復興公営住宅の詳細な情報（場所・供給戸数・入居時期等）を事前に公表し、移転の希望先を登録することにより、円滑な移転を推進する。

イ 半島・旧町沿岸部から市街地への移転に関する制限について

(ア) 防災集団移転

制限有：市街地への移転については、旧市の市街地で被災した世帯の登録制度を優先させる。

(イ) 復興公営住宅

制限なし。

ウ 半島・旧町沿岸部の入居方法について

(ア) 防災集団移転・復興公営住宅共通

画地の割当て及び復興公営住宅入居方法は、団地ごとに地元協議会等を設置し方策を決定する。

エ 優先入居について

(ア) 防災集団移転

特に優先するものとして、市全体の安全を最優先する観点から、河川堤防・高盛土道路等の津波防御施設にかかる居住者とする。

優先するものとして、被災前のコミュニティに対する配慮及び新しいコミュニティに対する配慮を行う。

(イ) 復興公営住宅

特に優先するものとして、

a 復興公営住宅の用地提供者及び河川堤防・高盛土道路等の津波防御施設にかかる居住者

b 優先入居するもののうち、障害者・75才以上の高齢者世帯・要介護者

※ bの優先方法は、募集住棟に優先住戸枠を設定する。

優先するものとして、市営住宅条例等で規定されているもののほか、住まいの実情・地域の状況を鑑み、次の5項目について優先として取り扱う。

- ① 震災遺族配慮
- ② 地元コミュニティ配慮（地元に戻り易くする。）
- ③ 高齢者世帯
- ④ 要介護者世帯
- ⑤ 子育て世帯
- ⑥ 災害危険区域の世帯

オ 新しいコミュニティ配慮について

新しいコミュニティに対する配慮として、2～10戸単位で申込みできる「グループ入居」を行うこととする。

(2) 今後の予定

ア 事前登録制は、平成25年度中の実施とする。

イ 今後、必要な要領等を制定する。

3 平成25年度における石巻市太陽光発電普及促進事業の継続について（生活環境部）

平成21年度から本制度を展開しているが、東日本大震災以後は、地球温暖化防止など環境に対する意識の高まりだけでなく、震災に強い多様な電源の確保や原発事故を受けたクリーンエネルギーへの市民意識のシフト、また、太陽光発電システムの価格の低下、電力の買取制度の定着など社会情勢が変化するなか補助申請が急増していることから、災害に強くクリーンな住環境を求める市民の要望に対応するため、石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱を見直しするもの。

(1) 主な内容

ア 補助金額の見直し

平成24年度：1kw当たり25,000円

（個人上限100,000円、事業所上限400,000円）

平成25年度：1kw当たり20,000円

（個人上限80,000円、事業所上限200,000円）

イ 平成24年度内に交付申請をすることができなかった者については、次年度おいて交付申請できるものとするなど。

(2) 施行期日 平成25年4月1日

4 印鑑登録原票の磁気ディスクによる調製について（生活環境部）

印鑑登録は、紙媒体に印字されたものを印鑑登録原票とし、それらをスキャナで読み込み、副本として磁気ディスクにより調製し、印鑑証明している。また、印鑑登録者が住所を異動した場合、転居日を記入した副票を原票に貼付し、管轄する総合支所又は支所間で收受し、保管管理しており、事務が煩雑となっている。このことから、印鑑登録原票の調製方法及び管理について見直しするもの。

(1) 主な内容

印鑑の登録を磁気ディスクをもって調製することができるものとする。併せて、印鑑登録原票を本庁一元管理とする。

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案
- イ 施行期日 平成25年4月1日

5 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正について（福祉部）

医療費助成の受給資格は毎年更新が必要であり、対象者が重度心身障害者等であることから、更新手続に負担が生じていた。このことから、更新の場合は、受給資格を担当課で確認して更新できるようにすることで、対象者の負担を軽減し、もって、福祉の向上を図るもの。

(1) 主な内容

市長が引き続き医療費の受給資格を有すると認めるときは、受給資格の更新の登録を行うことができるものとする。併せて、条文の整理をするもの。

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案
- イ 施行期日 平成25年4月1日

6 障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の一部改正について（福祉部）

改正障害者基本法を踏まえ、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことから、関係条例を改正するもの。

(1) 主な内容

次の条例中に規定されている「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- ア 石巻市障害者自立支援法の施行に関する条例
- イ 石巻市かもめ学園条例
- ウ 石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- エ 石巻市消防団員等公務災害補償条例

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案
- イ 施行期日 平成25年4月1日

7 公の施設の相互利用の廃止及び相互利用の協議について（福祉部）

公の施設（保育所）の相互利用については、地方自治法の定めるところにより石巻市と近隣市町との間で協議書を取り交わし、相互利用を行ってきたが、涌谷町の「町立城山保育所」が平成25年3月31日をもって廃止され、また、平成25年4月1日より幼保一元化施設「町立さくらんぼこども園」が開園することになったことから公の施設の利用について涌谷町と協議するもの。

(1) 主な内容

- ア 相互利用を廃止する施設

名 称	所在地	廃止年月日
町立城山保育所	涌谷町涌谷字新下町浦18番地	平成25年3月31日

イ 新たに相互利用協議する施設

名 称	所在地	利用開始年月日
町立さくらんぼこども園	涌谷町上郡字永根 1 番地 2	平成 2 5 年 4 月 1 日

(2) 今後の予定

- ア 平成 2 5 年第 1 回市議会定例会に公の施設の利用について提案
- イ 協議書締結 平成 2 5 年 4 月 1 日

8 放課後児童クラブ利用児童対象年齢（小学校 4 学年）の拡大及び大谷地地区放課後児童クラブの新規設置について（福祉部）

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、東日本大震災以降、子どもの安心安全への不安を抱く保護者の声が強くなり、放課後児童クラブの利用児童対象年齢拡大への要望が増加していることから、利用対象児童を小学校第 4 学年まで拡大し、放課後児童に対する不安解消及び保護者の安定した就労を支援するもの。

また、新たに、大谷地小学校の余裕教室を活用し、放課後児童クラブを設置し、放課後の安全確保と健全な育成を図り、もって、子育て支援の充実を図るもの。

(1) 主な内容

ア 利用児童対象年齢拡大

平成 2 5 年度の利用申込み申請数（新第 1 学年～新第 3 学年）に新第 4 学年の見込み児童数を推計し、クラブごとに以下の対応を行う。

- (ア) 現状施設での対応（向陽地区放課後児童クラブほか 2 0 クラブ）
- (イ) 定員数を改正（向陽地区第二放課後児童クラブほか 4 クラブ）
- (ウ) 新たな余裕教室の活用（開北地区放課後児童クラブほか 1 クラブ）

※ 平成 2 5 年度放課後児童クラブ利用申請数：第 3 学年まで 8 3 4 人

※ 新第 4 学年の利用見込み児童数 2 1 8 人（現第 3 学年の約 9 割が利用希望）

イ 大谷地地区放課後児童クラブ施設概要

- (ア) 大谷地小学校 1 階第 2 学年生活科室（6 4 m²）
- (イ) 定員数 4 0 名（利用限度数 4 5 名）

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成 2 5 年第 1 回市議会定例会に条例改正を提案
- イ 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

9 石巻市公民館条例の一部改正について（教育委員会）

渡波公民館に冷房を設置したことに伴い、また、冷房が未整備の公民館に整備した場合に対応するため、本条例を改正するもの。

(1) 主な内容

冷房料について規定するもの。1 室 1 時間につき 3 0 0 円

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成 2 5 年第 1 回市議会定例会に条例改正を提案
- イ 施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

[報告事項]

1 石巻市津波避難場所管理協定の締結について（総務部）

津波避難困難区域において、津波から市民の安全を確保するため民間事業者等が設置する施設を活用して津波避難場所を整備し、本市の防災対策の推進を図るとともに、避難ビルに指定し補助金を交付することで、早期に復旧を目指す民間事業者の一助となり、併せて本市の産業復興を図るもの。

(1) 津波避難施設の概要

- ア 所有者 有限会社ベルカンパニー
- イ 使用者 株式会社東北ゆうあい
- ウ 施設名 サービス付高齢者住宅はなことば石巻
- エ 所在地 石巻市駅前北通り一丁目14番21号
- オ 構造 鉄筋コンクリート造5階建
- カ 避難スペース 2階及び3階リビングスペース、4階ダイニングルーム、5階備蓄倉庫など（合計約250㎡）
- キ 収容人員 約150人
- ク その他 24時間職員常駐 自家発電設備

(2) 今後の予定

- ア 施設内覧会 平成25年2月14日（木）11時から
- イ 協定締結及び認定書交付 平成25年2月14日（木）14時～

2 東京都狛江市との災害時相互応援に関する協定締結について（総務部）

大災害時における住民の生命の安全と生活基盤の確保のため、東京都狛江市と、救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入等の相互応援協定を締結するもの。

(1) 協定内容

- ア 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- イ 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- ウ 救援、援助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

(2) 協定締結日時等

- ア 日時 平成25年2月6日（水）午後1時
- イ 場所 石巻市役所庁議室

3 地域自治システムの構築における現状と平成25年度取り組みについて（企画部）

地域自治システムについては、平成22年6月に制度を創設し、6総合支所地域をモデル地域として準備を進めてきたが、東日本大震災の影響により全地域が一体となった進行が困難な状況となったことから、復興のまちづくりとの整合性を図りながら取り組んでいくこととしたもの。

(1) 主な内容

- ア 地域まちづくりアドバイザーの設置

地域自治システムの構築に向けて、石巻市のまちづくりの主役である市民が真に「参画・協働」がどういうことなのかを学び理解するとともに、市民自らが考え実践する活動を支援するため、地域に出向き、助言や指導を行うアドバイザーを設置する。

イ 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金の再交付

住民自治組織を設立するための活動に対して補助するものであるが、6 総合支所地域には既に交付はしたものの、東日本大震災により設立が休止又は中止となった。その後、河南総合支所地域が昨年8月に住民自治協議会を設立した。それ以外の5 総合支所においては、再度立ち上げの準備が必要であることから補助金を再交付するもの。なお、補助金は、1 団体1 回に限り交付するものであるが、事情を考慮し住民自治組織未設置の5 総合支所に限り再交付する。

ただし、被災状況が異なることから、適用期間は平成25年度に限らず対応する。

ウ 協働社会づくり啓発学習会の実施

職員が「協働」について十分理解できるよう学習会を開催する。

4 みやぎ生活協同組合との高齢者見守りへの協力に関する協定締結について（福祉部）

みやぎ生活協同組合が行う宅配業務を通じ、高齢者の見守り活動に協力していただくことにより、高齢者の孤立死等の防止を図り、もって、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援するもの。

(1) 主な内容

ア 対象世帯

配達業務を利用する65歳以上のひとり暮らし世帯及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯を基本とする。

イ 協力内容

みやぎ生協が行う共同購入の配達、宅配水の配達、夕食宅配サービス、ふれあい便、灯油配達等の配達業務全般を通じて、次の異変等を発見した場合に市へ連絡する。

(ア) 前回の配達商品がそのままになっている。

(イ) 配達時はいつも玄関に出て来るのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。

(ウ) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。

(エ) 日中にも関わらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。

(オ) 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音をする等、虐待を受けているおそれがあると思われたとき。

(カ) その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。

(2) 協定締結式

ア 日時 平成25年2月19日（火）午前10時30分

イ 場所 石巻市役所庁議室